

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせの郷（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・顧問及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 監事監査、理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

備前市三石・野谷・八木山地区在住者	1,000円
上記以外の備前市在住者	2,000円
備前市以外の地区在住者	3,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年 6月15日より施行する。

この規程の施行により、役員報酬規程（平成20年8月28日施行）と役員旅費規程（平成18年1月31日施行）を廃止することとする。